

# 国指定鳥獣保護区及び 特別保護地区の指定について

平成26年10月16日(木)  
中央環境審議会自然環境部会  
野生生物小委員会

# 国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

## 1. 法律上の規定：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

### 国指定鳥獣保護区

国際的または全国的な鳥獣の保護の見地からその保護のため重要と認める区域(法第28条)

規制内容

狩猟は認められない(法第11条)

### 特別保護地区

鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域(法第29条)

規制内容(要許可行為(法第29条第7項))

- ・ 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること
- ・ 水面を埋め立て、又は干拓すること
- ・ 木竹を伐採すること

# 国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

## 2. 指定区分とその要件：鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針

(1) 大規模生息地 (浅間 30,940ha、白神山地 17,157haなど 10箇所)

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために設定。1箇所当たり10,000ha以上。

(2) 集団渡来地 (伊豆沼(ガン・カモ・ハクチョウ類)、荒尾干潟(シギ・チドリ類)など 32箇所)

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等に設定。

(3) 集団繁殖地 (天売島(ウミガラス等)、枇榔島(カンムリウミスズメ等)など 19箇所)

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため島嶼、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等に設定。

(4) 希少鳥獣生息地 (鳥島(アホウドリ)、北アルプス(ライチョウ)など 20箇所)

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧 A・B類又は 類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣の生息地。

# 国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

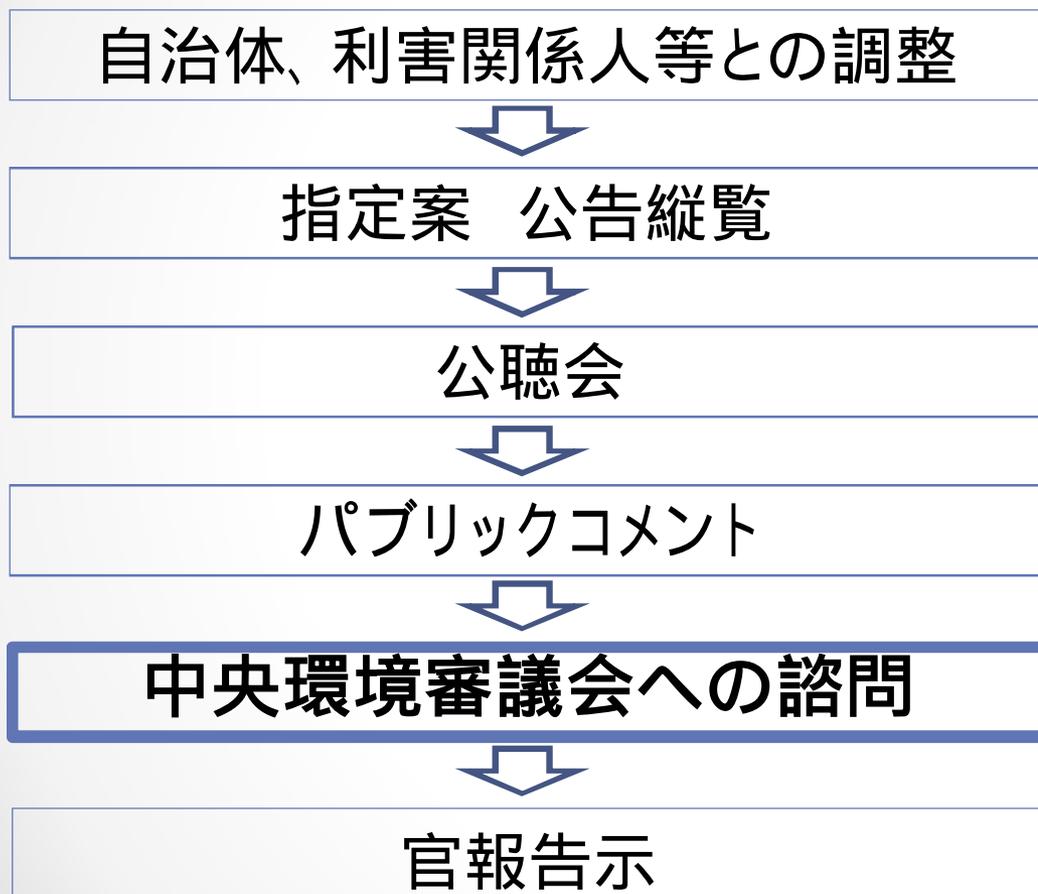
国指定鳥獣保護区の位置図 (2014(平成26)年9月18日現在)

## 3. 指定状況



# 国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

## 4. 指定までの主な手順



### ● 諮問対象案件

#### 鳥獣保護区

- ・新規指定  
(法第28条第1項)
- ・既指定保護区の拡張  
(法第28条第2項)

#### 特別保護地区

- ・新規指定及び存続期間終了後の再指定  
(法第29条第1項)
- ・存続期間中の拡張  
(法第29条第4項)

# 国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

## 5. 今回諮問する鳥獣保護区・特別保護地区

### 国指定鳥獣保護区諮問案件一覧

	鳥獣保護区及び特別保護地区	種別	指定区分		所在	存続期間	面積(ha)	
							指定前	指定後
1	下北西部鳥獣保護区 奥戸特別保護地区	再指定	希少鳥獣 生息地	オジロワシ、ハヤブサ、クマタカ、ツキノワグマ等	青森県下北郡大間町	H26.11.1～H36.10.31 (10年間)	183	変更なし
2	下北西部鳥獣保護区 下北西部特別保護地区	再指定	希少鳥獣 生息地	オジロワシ、ハヤブサ、ミサゴ、ツキノワグマ等	青森県下北郡むつ市、佐井村	H26.11.1～H36.10.31 (10年間)	885	変更なし
3	大鳥朝日鳥獣保護区 大鳥朝日特別保護地区	再指定	希少鳥獣 生息地	イヌワシ、クマタカ、ハヤブサ、オオタカ等	山形県鶴岡市、西村山郡川西町、新潟県村上市	H26.11.1～H46.10.31 (20年間)	8,611	変更なし
4	涸沼鳥獣保護区	新規指定	集団渡来地	スズガモ等	茨城県鉾田市、東茨城郡茨城町、同大洗町	H26.11.1～H46.10.31 (20年間)		2,072
5	涸沼鳥獣保護区 涸沼特別保護地区	新規指定	集団渡来地	スズガモ等	茨城県鉾田市、東茨城郡茨城町、同大洗町	H26.11.1～H46.10.31 (20年間)		935
6	北アルプス鳥獣保護区 立山特別保護地区	再指定	希少鳥獣 生息地	ライチョウ、イヌワシ等	富山県黒部市、中新川郡立山町	H26.11.1～H36.10.31 (10年間)	12,485	変更なし
7	北アルプス鳥獣保護区 北アルプス特別保護地区	再指定	希少鳥獣 生息地	ライチョウ、イヌワシ等	富山県富山市、長野県松本市、安曇野市、大町市	H26.11.1～H36.10.31 (10年間)	11,868	変更なし
8	北アルプス鳥獣保護区 乗鞍特別保護地区	再指定	希少鳥獣 生息地	ライチョウ、イヌワシ等	岐阜県高山市	H26.11.1～H36.10.31 (10年間)	416	変更なし
9	中海鳥獣保護区 中海特別保護地区	再指定	集団渡来地	キンクロハジロ、ホシハジロ、スズガモ等	鳥取県米子市、境港市、島根県松江市、安来市	H26.11.1～H36.10.31 (10年間)	8,043	7,947 (区域変更なし。面積の精査による。)



国指定下北西部鳥獣保護区

# 奥戸特別保護地区 及び 下北西部特別保護地区の 再指定について

〔下北西部鳥獣保護区(4,914ha):変更〕

下北西部特別保護地区(885ha):再指定

奥戸特別保護地区(183ha):再指定



# 奥戸特別保護地区の概要



青森県大間町奥戸地区の奥戸川上流



# 奥戸特別保護地区の概要

## ● 位置

青森県下北郡大間町

## ● 存続期間

平成26年11月1日から  
平成36年10月31日まで（10年間）

## ● 面積

特別保護地区 183ha(再指定)

## ● 他法令による規制区域

・ なし

## ● 指定区分

### 希少鳥獣生息地

オジロワシ、ハヤブサ

クマタカ、ツキノワグマ(地域個体群)



# 奥戸特別保護地区の概要

## ● その他の鳥獣

鳥類：ヤマドリ等32科67種

獣類：ニホンカモシカ等9科16種

## ● 自然環境の概要

- ・ ブナ・ミズナラ群落、ヒノキアスナロ群落が中心
- ・ 南部にはスギ、ヒノキ、サワラ植林が点在

## ● 法第32条の規定に基づく補償

- ・ これまで本特別保護地区において実績はないが、同条の規定にある損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償することとなる。



ニホンツキノワグマ



オジロワシ

# 奥戸特別保護地区の概要

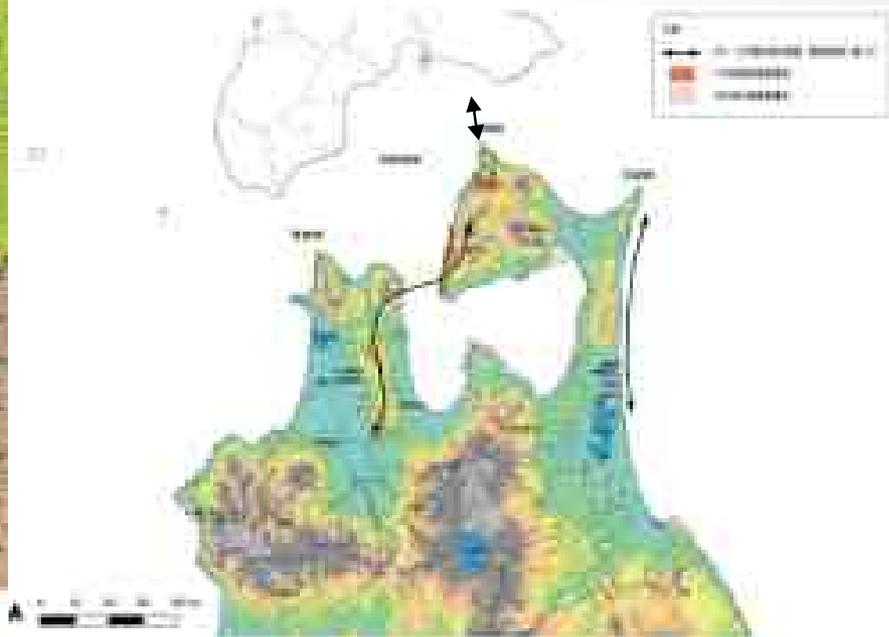
- 渡り性の猛禽類が北海道と本州とを行き来する結節点であり、
- オジロワシの餌となる魚や水鳥、ハヤブサやクマタカの餌となるトウホクノウサギやヤマドリ等が生息する状況に変化はなく、引き続き生息地として重要



ヒノキアスナロ群落

スギ植林

ブナミズナラ群落



- ・平成25年度の環境省による現地調査でクマタカが確認されている。また、オジロワシの渡りが確認されている。
- ・平成21年以降環境省及び青森県の調査で、ハヤブサ、ツキノワグマ、オオワシが確認されている。

● (「平成25年度 国指定下北西部鳥獣保護区の更新等に係る調査業務報告書」(平成26年2月))  
(「平成25年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類情報整備委託業務報告書」(平成26年3月))

# 下北西部特別保護地区の概要



# 下北西部特別保護地区の概要

## ● 位置

青森県むつ市、下北郡佐井村

## ● 存続期間

平成26年11月1日から  
平成36年10月31日まで（10年間）

## ● 面積

特別保護地区 885ha(再指定)

## ● 他法令による規制区域

自然公園法に基づく地域

下北半島国定公園 885ha

文化財保護法に基づく地域

下北半島サル及びサル生息

北限地 721ha



# 下北西部特別保護地区の概要

## ● 指定区分

### 希少鳥獣生息地

オジロワシ、ハヤブサ  
クマタカ、ツキノワグマ(地域個体群)

## ● 自然環境の概要

- ・高低差10～100mの切り立った断崖
- ・エゾイタヤ及びシナノキ群落等の風衝地植生。その上部はブナ及びミズナラ群落。

## ● 法第32条の規定に基づく補償

- ・これまで本特別保護地区において実績はないが、同条の規定にある損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償することとなる。

## ● その他の鳥獣

鳥類:ヤマドリ等32科67種

獣類:ニホンカモシカ等9科16種

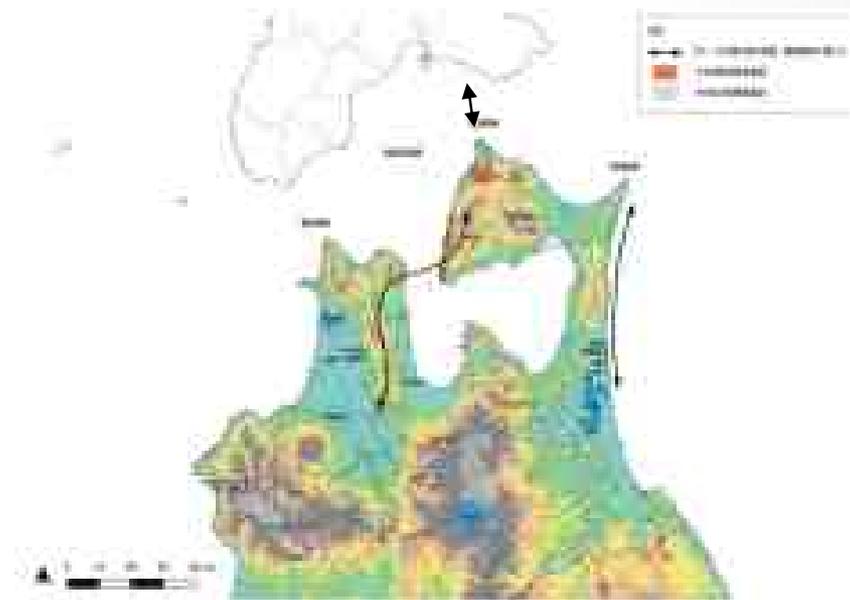


写真:いそやまたかゆき氏

ハヤブサ

# 下北西部特別保護地区の概要

- 海岸部の岩場や切り立った断崖にはハヤブサ等ワシタカ類の営巣の場
- オジロワシ等の渡り鳥が北海道と本州間を行き来する際に崖地に向かって吹く西風に伴う上昇気流を利用しているものと考えられ、渡りのルートを維持する観点からも重要。



- ・平成25年度の環境省による現地調査で、ハヤブサ、オオワシ等が確認されている。
- ・平成21年以降環境省及び青森県の調査で、ハヤブサ、ツキノワグマ、オオワシが確認されている。

(「平成25年度 国指定下北西部鳥獣保護区の更新等に係る調査業務報告書」(平成26年2月))  
(「平成25年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類情報整備委託業務報告書」(平成26年3月))

# 奥戸特別保護地区・下北西部鳥獣保護区の概要

## ● 前回指定時(平成16年～)からの管理等状況

- ・国指定鳥獣保護区管理員2名による巡視及び鳥獣調査、制札の管理(年間123人日程度)を実施。
- ・当該鳥獣保護区は餌を供給する広葉樹林が分布し、希少野生動物にとって良好な森林植生となっている。



鳥獣保護区管理舎



これまでの管理等の状況を踏まえ、区域は現状を維持。

希少鳥獣の採餌環境となる広葉樹林を保全するため、関係機関と連携を図る。

鳥獣保護区管理員等による巡視や、関係行政機関等と協力し利用者や地域住民への普及啓発を行う。

# 公聴会の実施結果

## 公聴会

- 開催日：平成26年9月25日(木)
- 場所：青森県むつ市
- 公述人：11名  
(本人出席2名、代理出席3名、欠席6名)
- 意見：賛成11名

### < 主な意見 >

- ・国指定鳥獣保護区の管理員によるモニタリング調査結果を閲覧・入手できるように検討して欲しい。
- ・指定計画書の鳥獣リスト及び農林水産被害の状況に関する記述が正確なものとなるよう、再度精査して欲しい。

# 下北半島のホンドザルについて

平成26年1～2月にかけて、下北西部鳥獣保護区、同奥戸特別保護地区及び同下北西部特別保護地区の更新及び再指定に関して、関係者と事前の調整を実施。

この中で、地元自治体から「ホンドザルによる農作物被害が著しく、ホンドザルを保護するために鳥獣保護区を更新等するというのであれば、それに反対する」という趣旨の考え方が示される。

当該鳥獣保護区及び特別保護地区におけるホンドザルの位置づけに関する経緯や今後の扱いについて、次のとおり検討。



# 下北半島のホンズガルについて

国指定下北西部鳥獣保護区、同奥戸特別保護地区及び同下北西部特別保護地区は昭和59年11月に指定。指定理由の一つとしてニホンザルの生息が掲げられる。

## < 当時の指定計画書の記述 >

- ・主な動物相としては、天然記念物に指定されている北限のニホンザルが7群約280頭生息しているほか、カモシカの生息密度も高い。
- ・渡り鳥の渡来コースであるため多くの鳥類が観察されるが、特にミサゴをはじめオオタカ、クマタカ、ハヤブサなどのワシタカ類の絶好の生息営巣地でもある。

## 下北半島に生息するニホンザルのレッドリスト掲載状況

- ・平成3年：環境省第1次レッドリスト「保護に留意すべき地域個体群」
- ・平成10年：環境省第2次レッドリスト「絶滅のおそれのある地域個体群」
- ・平成18年：環境省第3次レッドリストから削除

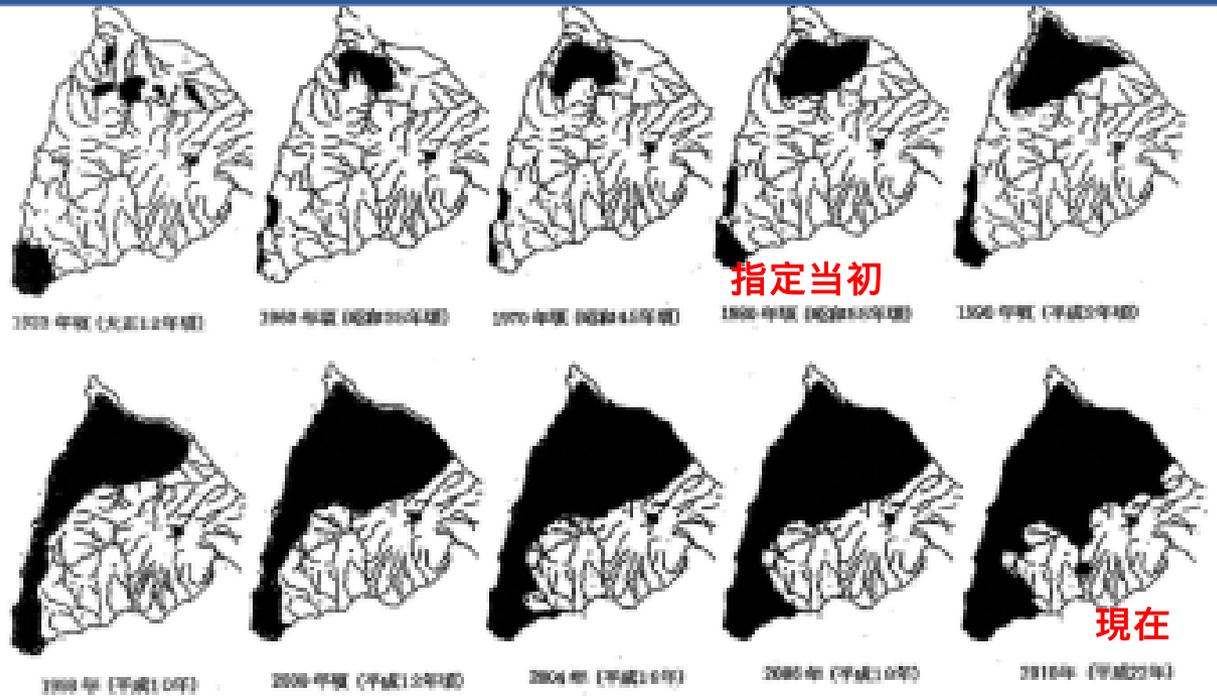
### < 削除理由 >

個体数も、1978年の4～5群、約290頭から、2000年の20群、約800頭、2006年には1,600頭を越すなど増加傾向にあり、絶滅に瀕しているかその危険が増大しているとは考えにくいことからランク外とした(環境省「第3次レッドリスト付属説明資料」平成20年3月)。

2010年(平成24年)では、56群 1,923頭とされている(青森県「第3次特定鳥獣保護管理計画(下北半島のニホンザル)」平成24年3月)。

# 下北半島のホンドザルについて

分布域についても、国指定鳥獣保護区当初指定  
当時から比べて、大きく  
拡大。



(3)下北半島ニホンザル 行動域の変遷 三戸幸久氏作成図に加筆

青森県「第3次特定鳥獣保護管理計画(下北半島のニホンザル)」平成24年3月)

ホンドザルによる果樹、  
野菜等の農作物の食害  
等が生じ、地元市町村か  
らは、対策を求める声  
が強い。

関係市町（むつ市、大間町、佐井村）における  
農作物被害

年度	H23	H24	H25
被害額（千円）	4,490	3,188	3,591
被害面積（ha）	3.4	3.5	2.3

# 下北半島のホンドザルについて



- ホンドザルの管理については、青森県が、特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体群及び個体数の詳細なモニタリング、ゾーニング設定(保全区域・調整区域・排除区域)、被害対策を実施しながら、個体数の維持・調整を推進。
- 指定計画書のうち「指定目的」の項にホンドザルは記載せず、「動物相の概要」、「鳥獣リスト」に、ホンドザルが生息している旨を記載。

国指定大鳥朝日鳥獣保護区

# 大鳥朝日特別保護地区の 再指定について

〔大鳥朝日鳥獣保護区(4,914ha):更新〕

大鳥朝日特別保護地区(885ha):再指定



# 大鳥朝日特別保護地区の概要

## ● 位置

山形県鶴岡市、西村山郡川西町  
新潟県村上市

## ● 存続期間

平成26年11月1日から  
平成46年10月31日まで（20年間）

## ● 面積

特別保護地区 8,611ha(再指定)

## ● 他法令による規制区域

自然公園法に基づく地域  
磐梯朝日国立公園 8,611ha

## ● 指定区分

**希少鳥獣生息地**

イヌワシ、クマタカ、ハヤブサ、オオタカ



# 大鳥朝日特別保護地区の概要

## ● その他の鳥獣

鳥類：ヤマドリ等39科102種

獣類：ニホンカモシカ等14科30種

## ● 自然環境の概要

- ・非火山性の山地であるが、積雪や雪崩等、雪に特徴づけられる自然環境を有する。
- ・1,200m付近までは、ブナを主とした落葉広葉樹林
- ・1,200～1,400m付近のブナ帯上部は、偽高山帯でミヤマナラ、ミヤマカエデ等の落葉低木林
- ・それ以上の稜線部は雪田群落、ハイマツ低木林他



中岳から大朝日岳

## ● 法第32条の規定に基づく補償

- ・これまで本特別保護地区において実績はないが、同条の規定にある損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償することとなる。

# 大鳥朝日特別保護地区の概要



イヌワシ



ヤマネ



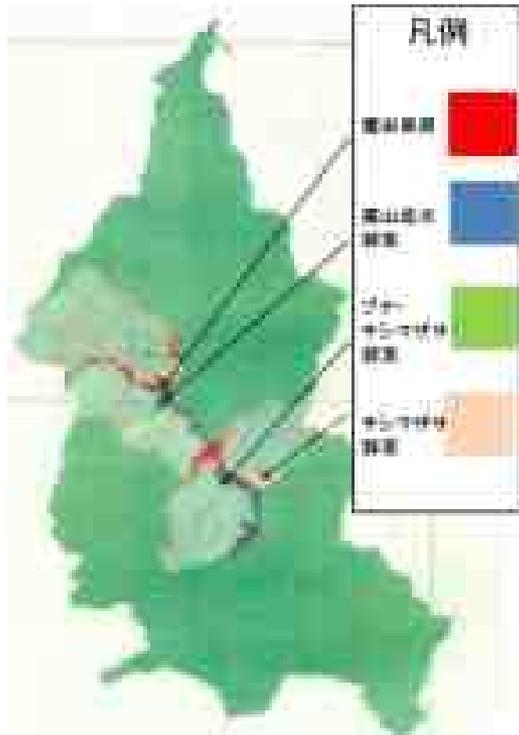
オオタカ



高山帯・ブナ林(大鳥池及びその周辺)

# 大鳥朝日特別保護地区の概要

- 稜線周辺部には風衝草原及び雪田草原が広がり、このような開けた環境は、イヌワシが上空を旋回して獲物を狩る採食の場として重要。
- 原始的なブナ - チシマザサ群落には、イヌワシの餌となるトウホクノウサギ等が生息し、林内のギャップや林縁も採餌、休息の場として重要



ブナ - チシマザサ群落



偽高山帯



雪田群落



ハイマツ低木

# 大鳥朝日特別保護地区の概要

- イヌワシは特別保護地区を活動範囲とする個体も多く、平成25年度においては清太岩山付近上空を飛翔している個体を確認。
- また、高山低木植生、高山ハイデ植生及び風衝草原、雪田草原、ミヤマナラ群落等で、イヌワシの重要行動(採餌のためのハンティング、ディスプレイ飛行)が確認されている。

「国指定鳥獣保護区管理員報告書」(平成25年度)

「平成15年度国指定大鳥朝日鳥獣保護区に関する希少猛禽類調査業務報告書」(平成15年10月、猛禽類調査会)



# 大鳥朝日西部鳥獣保護区の概要

## ● 前回指定時(平成16年～)からの管理等状況

- ・国指定鳥獣保護区管理員4名による巡視及び鳥獣調査、制札の管理(年間61人日程度)を実施。
- ・なお、山形県・新潟県にまたがる険しい山岳地帯であるため、鳥獣保護区へのアプローチが長く、各管理員の担当エリアが広いため巡回・管理等には時間を要している。



巡視の様子



これまでの管理等の状況を踏まえ、適切な巡視ルートやポイントを検討する。区域は現状を維持し、採餌環境整備のため関係機関との連携、協力を図る。鳥獣保護区管理員等による巡視や、関係行政機関等と協力し利用者や地域住民への普及啓発を行う。

# 公聴会の実施結果

## 公聴会

- 開催日：平成26年9月24日(水)
- 場所：山形県鶴岡市
- 公述人：22名  
(本人出席0名、代理出席1名、欠席21名)
- 意見：賛成22名

### <主な意見>

- ・希少猛禽類のイヌワシ、クマタカ等希少猛禽類の生息、繁殖の場として引き続き鳥獣保護区として指定することは適切である。
- ・山形県内ではイノシシ、ニホンジカが生息域を拡大してきており、これらが及ぼす影響を含め鳥獣保護区内の動植物に関するモニタリング調査の等を実施し必要に応じて区域等の見直しを行うことが重要。
- ・指定地域の近隣農用地において獣類の農作物、森林被害が発生する場合は、近隣住民等の要請に応じて有害鳥獣捕獲許可を適切に行うことが必要。



# 涸沼鳥獣保護区及び涸沼特別保護地区の概要



# 涸沼鳥獣保護区及び涸沼特別保護地区の概要

## ● 位置

茨城県鉾田市、東茨城郡茨城町、  
同大洗町

## ● 存続期間

平成26年11月1日から  
平成46年10月31日まで (20年間)

## ● 面積

鳥獣保護区 2,072ha (新規指定)  
特別保護地区 935ha (新規指定)



# 涸沼鳥獣保護区及び涸沼特別保護地区の概要

## ● 指定区分

### 集団渡来地

スズガモ：毎年平均約5,000羽  
(東アジア地域個体群の1%以上)



## ● その他の鳥獣

鳥類：35科88種(カンムリカイツブリ、  
オオワシ、オオタカ等)

獣類：3科4種(タヌキ、キツネ、  
イタチ、ノウサギ)



## ● 他法令による規制区域

- ・ 河川区域 935ha
- ・ 茨城県立自然公園条例による規制区域 919ha  
(大洗県立自然公園)



# 涸沼鳥獣保護区及び涸沼特別保護地区の概要

## ● 自然環境の概要

- ・ 涸沼は、那珂川河口から約10kmの距離に位置する汽水湖。明治30年代～昭和40年代までの干拓により現在の区域となる。
- ・ ヨシ、マコモ等の抽水植物群落、淡水魚の他ボラ等の回遊魚も生息。
- ・ 昆虫類ではヒヌマイトトンボ(環境省レッドリスト絶滅危惧 B類)が確認されている。
- ・ 貝類では、シジミが多く見られる。

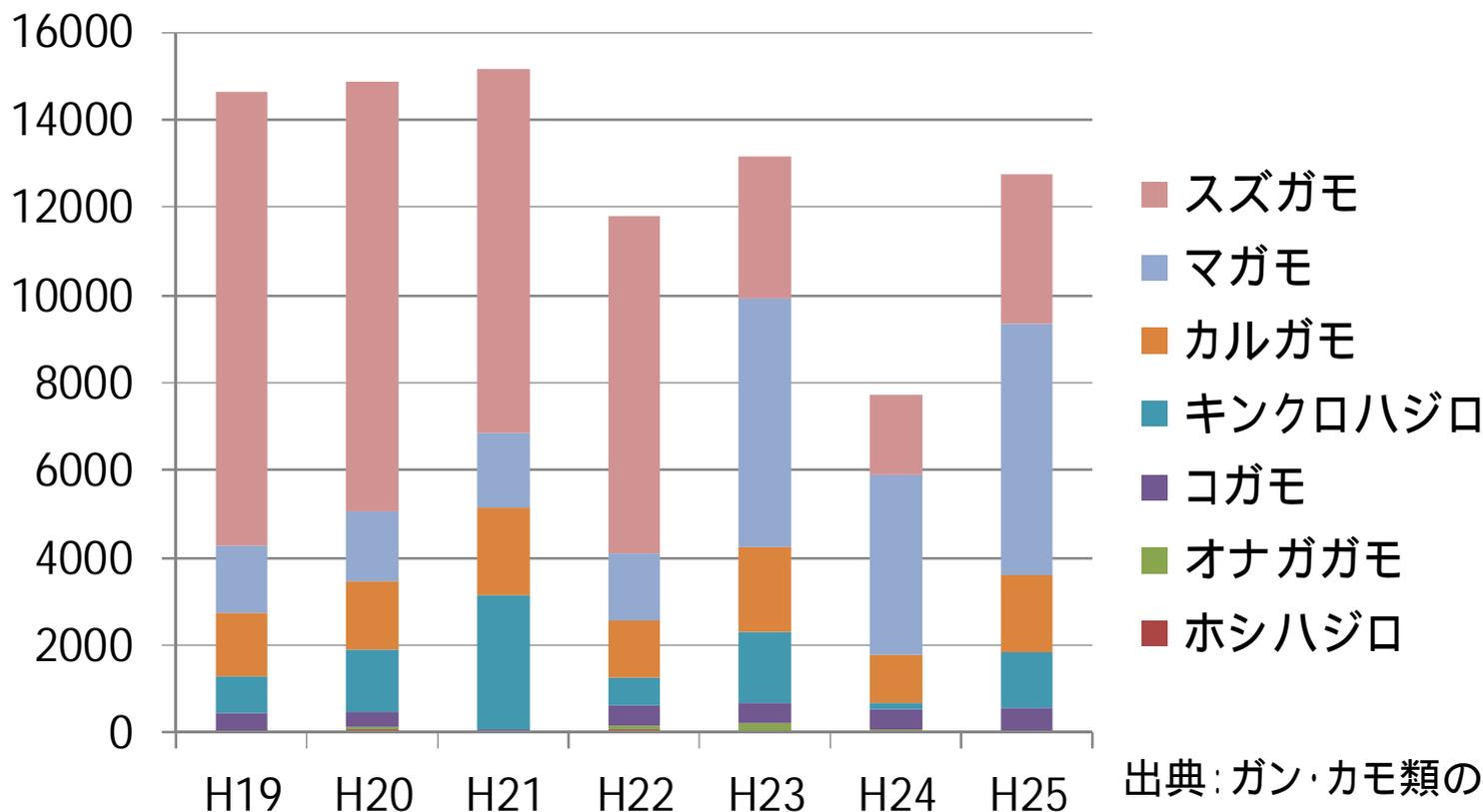
## ● 法第32条の規定に基づく補償

- ・ 同条の規定にある損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償することとなる。



# 涸沼鳥獣保護区及び涸沼特別保護地区の概要

ガンカモ類の飛来は、概ね毎年約10,000羽程度で推移し、  
特にスズガモは毎年5,000羽程度が飛来



出典：ガン・カモ類の生息調査(環境省)

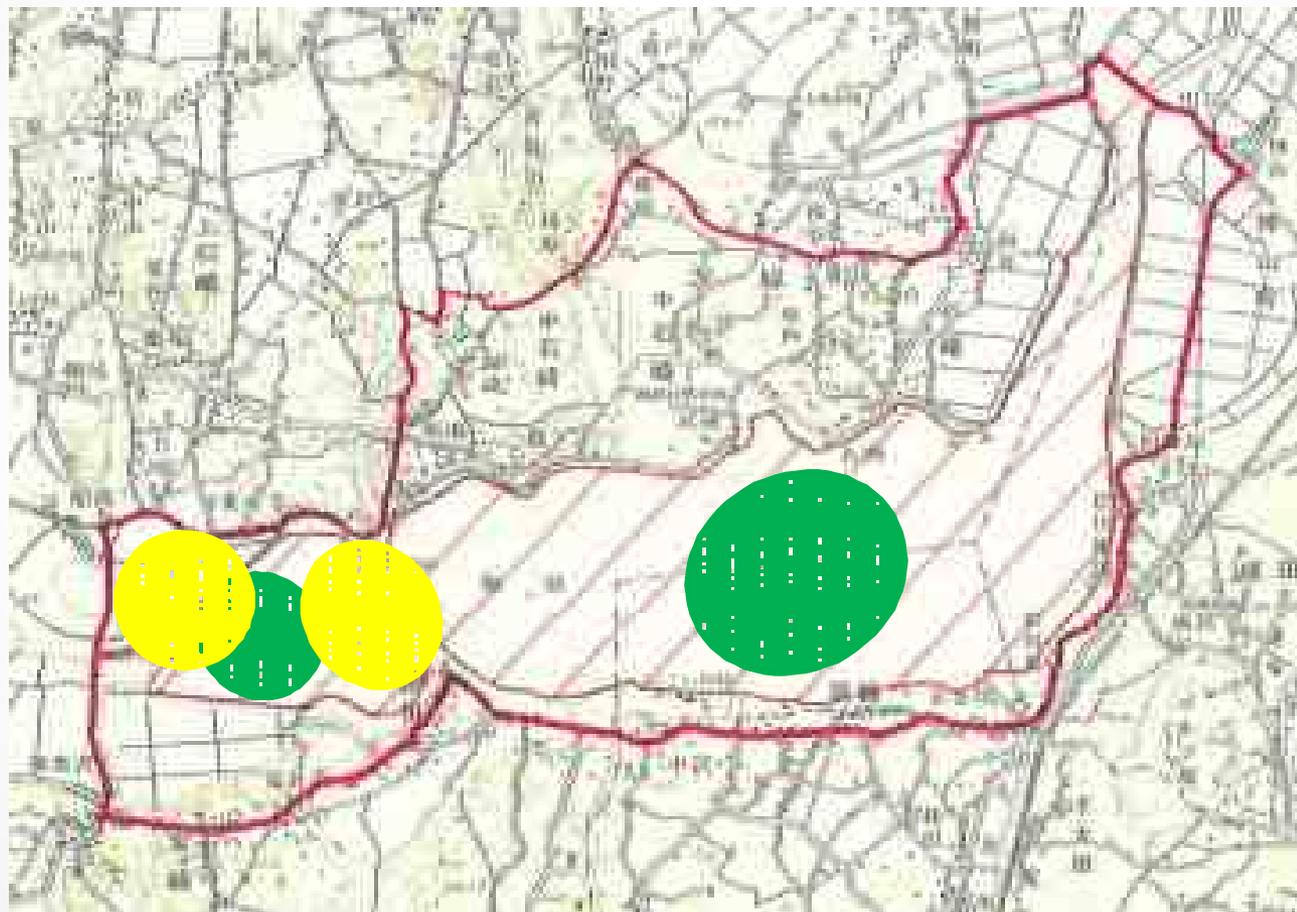
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
スズガモ	10,389	9,808	8,320	7,717	3,241	1,779	3,402

H21～H25の5年間の個体数の平均は約4,900羽

- スズガモ東アジア個体群の1%：2,400羽以上

# 涸沼鳥獣保護区及び涸沼特別保護地区の概要

涸沼はガンカモ類の採餌、ねぐら、休息の場として利用されており、その周辺の水田は主に採餌の場として利用されている。



● 主たる採餌場

● 主たるねぐら、休息の場

「茨城県自然博物館第2次総合調査報告書(1997～99年)

「茨城町自然観察クラブ」及び「野鳥の会茨城県」観察 ●

# 涸沼鳥獣保護区及び涸沼特別保護地区の概要

オオワシが定期的に越冬する(関東地方ではまれ)  
その他オオタカの生息が確認されている。



オオワシの越冬はきわめて規則的であり、毎年2月上旬頃飛来し、3月上旬まで滞在する。

茨城県鳥獣保護区生息状況調査報告書(H24年3月)

毎年初見の場所も決まっており、網掛公園近くの松の木である。 茨城町自然観察クラブ観察

# 涸沼鳥獣保護区及び涸沼特別保護地区の概要

## ● 管理等状況

・これまで茨城県指定鳥獣保護区及び特別保護地区として、県雇用の鳥獣保護員3名による、巡視及び鳥獣調査、制札の管理(年間80日程度)を実施。



環境省では、集団渡来地の保護区として、スズガモをはじめとするガンカモ類の良好な生息環境が維持されるとともに、持続可能な利用が促進されるよう関係地方公共団体、地域住民等と連携協力した管理に努める。

また、鳥獣保護区管理員等による巡視や、関係行政機関等と協力し利用者や地域住民への普及啓発を行う。

さらに、茨城県が関係地方公共団体及び関係団体とともに、平成26年8月20日に「涸沼ラムサール条約登録推進協議会」を設置した。今後は本協議会を中心としてラムサール条約登録の推進を目指すとともに、登録後の管理・利用についても、関東地方環境事務所と連携して実施する予定。

# 参考：涸沼ラムサール条約登録推進協議会

設置：平成26年8月20日

目的：涸沼のラムサール条約への登録を地域が一体となって目指すとともに、登録後の自然環境の保全と賢明な利用を図ることを目的とする

構成：茨城県、銚田市、茨城町、大洗町、農協、漁協、商工会、観光協会等

協議内容 涸沼のラムサール条約登録に関すること  
涸沼の自然環境の保全に関すること  
涸沼の賢明な利用に関すること  
その他目的を達成するために必要な事業に関すること

連携



## 具体的な事業内容

### 登録に関すること

- ・地元住民や関係団体への説明会開催による登録気運の醸成
- ・先進地視察及び有識者による講演会開催 等



### 自然環境保全に関すること

- ・自然観察会の開催
- ・ヒヌマイトンボの生息環境調査
- ・クリーンアップひぬまネットワークとの連携による環境保全活動
- ・鳥獣保護区の管理への貢献 等



### 持続可能な利用に関すること

- ・湿地の保全活用計画の策定
- ・漁協との連携による漁業振興の検討
- ・いこいの村涸沼等を活用した環境教育
- ・釣り、ヨット等の利用との調整検討 等



関東地方環境事務所  
その他関係機関

# 公聴会の実施結果

## 公聴会

- 開催日：平成26年9月24日(水)
- 場所：茨城県茨城町役場 2階 会議室
- 公述人：17名  
(本人出席7名、代理出席2名、欠席8名)
- 意見：賛成17名

### < 主な意見 >

- ・県及び地元自治体等で涸沼のラムサール条約登録を目指し「涸沼ラムサール条約登録推進協議会」を設置したところ、国としても登録の推進について支援願いたい。
- ・涸沼は豊かな自然環境を有し、地域を支える重要な湿地であると認識。国指定鳥獣保護区になることにより、保全の進展を期待。
- ・今回指定される区域の外にも渡り鳥の生息に重要と考えられる場所があるため、区域拡大をお願いしたい。

# 国指定北アルプス鳥獣保護区 立山特別保護地区、 北アルプス特別保護地区及び 乗鞍特別保護地区の 再指定について

〔北アルプス鳥獣保護区(109,989ha):変更〕

立山特別保護地区(12,458ha):再指定

北アルプス特別保護地区(11,868ha):再指定

乗鞍特別保護地区(997ha):再指定



# 立山特別保護地区の概要



雷鳥沢から立山

# 立山特別保護地区の概要

## ● 位置

富山県黒部市、中新川郡立山町

## ● 存続期間

平成26年11月1日から  
平成36年10月31日まで（10年間）

## ● 面積

特別保護地区 12,485ha(再指定)

## ● 他法令による規制区域

- ・自然公園法による地域  
中部山岳国立公園 12,485ha
- ・文化財保護法による地域  
黒部溪谷附猿飛並びに奥鐘山 13ha  
立山山崎圈谷 56ha  
称名滝 45ha  
立山山ろくひかりごけ発生地 13ha



# 立山特別保護地区の概要

## ● 指定区分

### 希少鳥獣生息地

ライチョウ、イヌワシ

## ● その他の鳥獣

鳥類: オオタカ等35科96種

獣類: ニホンカモシカ等16科32種

## ● 自然環境の概要

- ・立山を中心とする標高約600メートルから約3,000メートルの区域。高山帯、亜高山帯及び夏緑広葉樹林帯
- ・立山は火山であり、カール等の氷河地形がみられる。

## ● 法第32条の規定に基づく補償

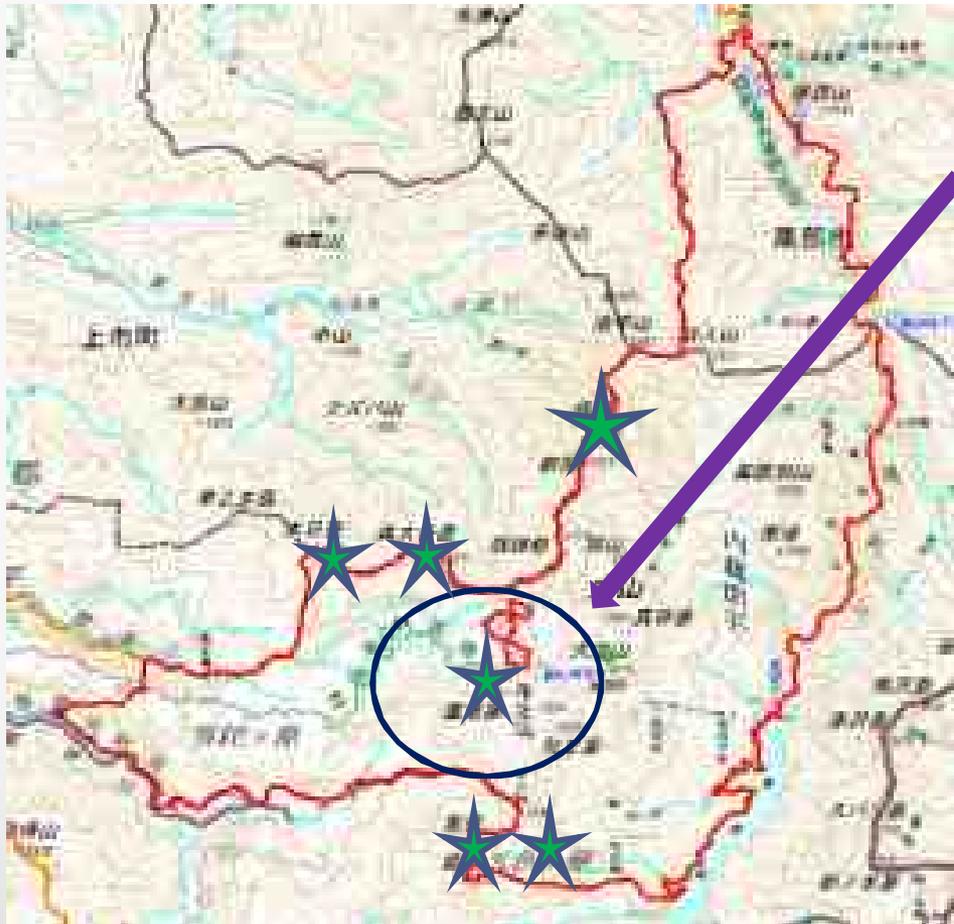
- ・これまで本特別保護地区において実績はないが、同条の規定にある損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償することとなる。



立山みくりが池

# 立山特別保護地区の概要

- ライチョウの生息にとって重要である風衝地群落、ハイマツ群落及び雪田植物群落が広く発達している
- なわばりが大きな領域に形成されており、日本で最大の連続したライチョウの分布域



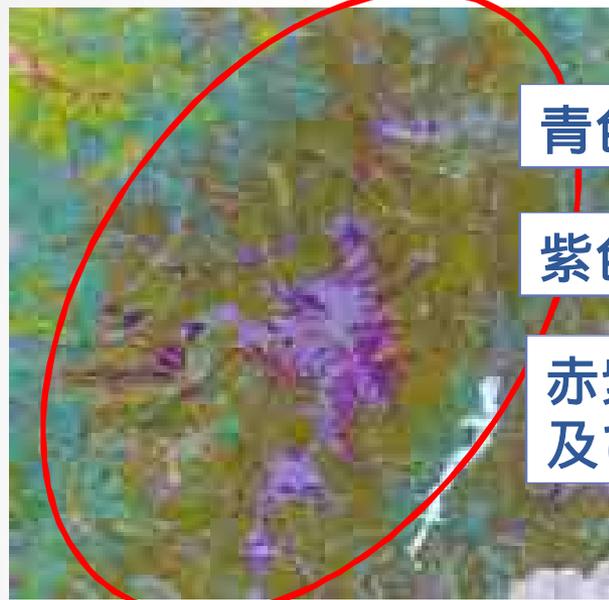
ライチョウ生息調査による  
主な生息確認箇所

★ ライチョウ生息地



# 立山特別保護地区の概要

- イヌワシの生息が確認されている



青色：高山低木群落

紫色：雪田草原

赤紫色：高山ハイデ  
及び風衝草原

急峻な地形・岩場

→ 営巣に適している

ハンティングに適している



第2回自然環境保全基礎調査(植生調査)既存植生図(1982年度調査)



図：2012年、2013年調査で確認されたイヌワシ利用状況(青線)

# 北アルプス特別保護地区の概要



涸沢

# 北アルプス特別保護地区の概要

## ● 位置

富山県富山市

長野県松本市、安曇野市、大町市

## ● 存続期間

平成26年11月1日から

平成36年10月31日まで (10年間)

## ● 面積

特別保護地区 11,868ha(再指定)

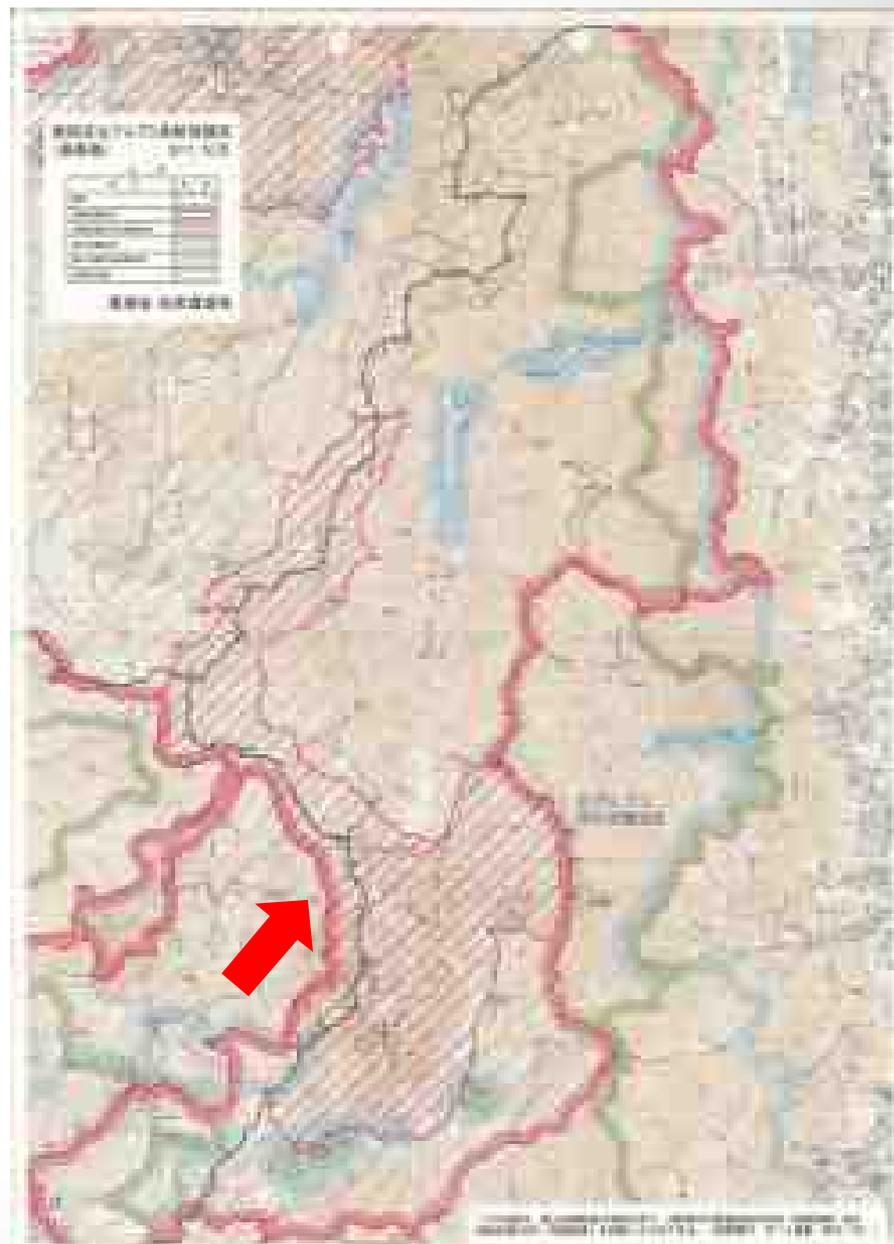
## ● 他法令による規制区域

・自然公園法による地域

中部山岳国立公園 11,868ha

・文化財保護法による地域

上高地 6,292ha



# 北アルプス特別保護地区の概要

## ● 指定区分

### 希少鳥獣生息地

ライチョウ、イヌワシ

## ● その他の鳥獣

鳥類: オオタカ等35科96種

獣類: ニホンカモシカ等16科32種

## ● 自然環境の概要

- ・ 槍・穂高連峰を中心とする標高約1,600メートルから約3,200メートルまでの区域で、高山帯、亜高山帯。
- ・ 圏谷(カール)や堆石(モレーン)等の氷河地形が見られる。

## ● 法第32条の規定に基づく補償

- ・ これまで本特別保護地区において実績はないが、同条の規定にある損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償することとなる。



槍ヶ岳

# 北アルプス特別保護地区の概要

- 北アルプス鳥獣保護区の特別保護地区の中で最も標高が高い山域が連続している(標高約2,500メートル以上のハイマツ群落及び高山草原群落からなる高山帯が広い)。
- ライチョウの生息数が多く、生息の中心になり得る地域であり、今後の気候変動を考慮しても極めて重要。



★ ライチョウ生息地



# 北アルプス特別保護地区の概要

- イヌワシの生息が確認されている



北アルプス特別保護地区

青色: 高山低木群落

赤紫色: 高山ハイデ  
及び風衝草原

紫色: 雪田草原

北アルプス特別保護地区

図: 平成16年度 希少猛禽類調査報告書より

第3回自然環境保全基礎調査(植生調査) 既存植生図(1984・1985年度調査)

# 乗鞍特別保護地区の概要



乗鞍岳

# 乗鞍特別保護地区の概要

## ● 位置

岐阜県高山市

## ● 存続期間

平成26年11月1日から

平成36年10月31日まで (10年間)

## ● 面積

特別保護地区 997ha(再指定)

## ● 他法令による規制区域

・自然公園法による地域

中部山岳国立公園 997ha

## ● 指定区分

**希少鳥獣生息地**

ライチョウ、イヌワシ



# 乗鞍特別保護地区の概要

## ● その他の鳥獣

鳥類：オオタカ等28科62種

獣類：ニホンカモシカ等11科16種

## ● 自然環境の概要

- ・乗鞍岳の標高約2,200mから約3,000mまでに位置し、ハイマツ群落や高山草原群落からなる高山帯。
- ・複数の小火山から構成された成層火山で火口壁や火口丘が見られる。

## ● 法第32条の規定に基づく補償

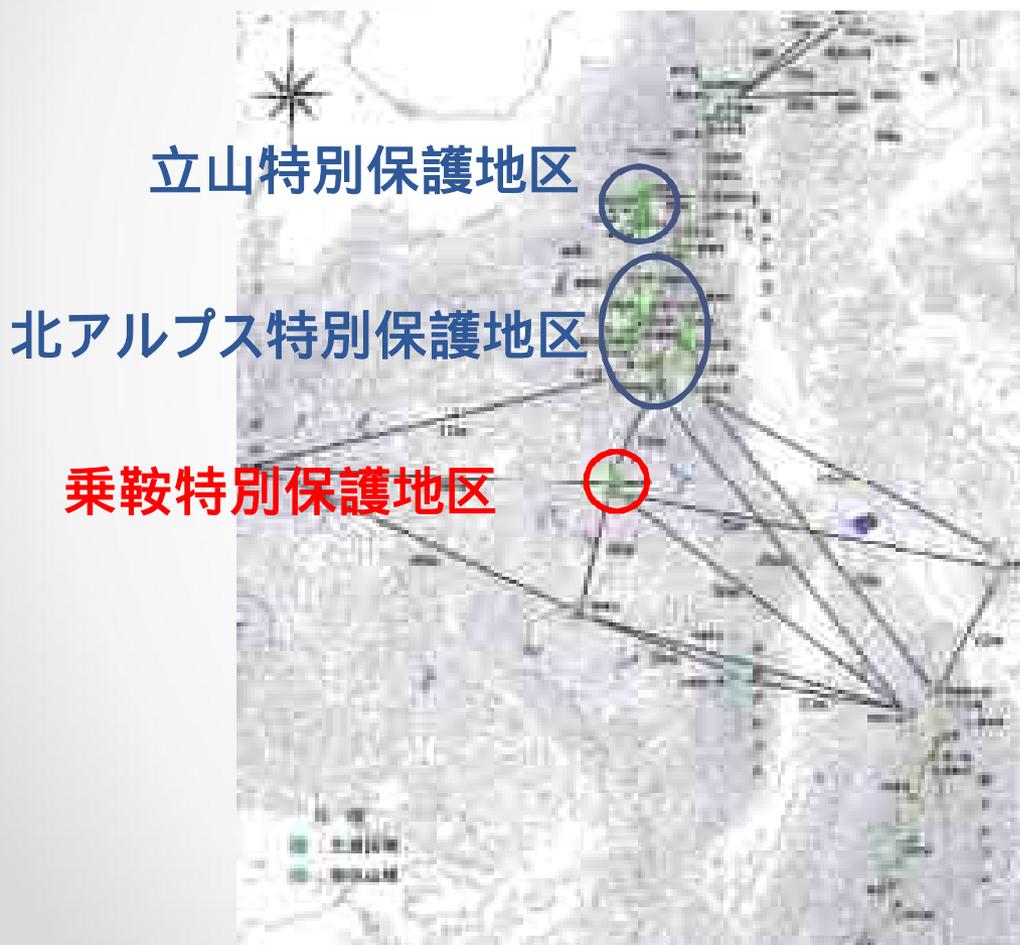
- ・これまで本特別保護地区において実績はないが、同条の規定にある損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償することとなる。



乗鞍岳

# 乗鞍特別保護地区の概要

- 他の主要な生息地から比較的強く隔離された地域であるため、分布域の確保の観点から特に重要な生息地。



図：平成21年度ライチョウ分布調査報告書より

# 乗鞍特別保護地区の概要

- 風衝地群落、ハイマツ群落及び雪田植物群落が広く発達。ある程度大規模なライチョウの個体群が生息する地域となっている。



ライチョウ生息調査による  
主な生息確認箇所



# 乗鞍特別保護地区の概要

- イヌワシの生息が確認されている

■ イヌワシを確認した範囲 (メッシュ)



乗鞍特別保護地区

図:平成16年度希少猛禽類調査報告書より

青色:高山低木群落

赤紫色:高山ハイデ及び風衝草原

紫色:雪田草原

乗鞍

第3回自然環境保全基礎調査(植生調査)既存植生図(1984・1985年度調査)



# 立山、北アルプス、乗鞍特別保護地区の概要

- 前回指定時(平成16年～)からの管理等状況
  - ・国指定鳥獣保護区管理員8名による巡視及び鳥獣調査、制札の管理(年間100人日程度)を実施。
  - ・北アルプス高山帯でシカが目撃され、今後の個体数増加による生態系への影響が懸念されることから、「中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針」(H.25.3策定)に基づく対策を実施中。GPSによる追跡調査、自動撮影カメラによる行動調査、保全対象地のモニタリング調査など。



鳥獣保護区管理員  
(穂高岳における巡視の様子)

これまでの管理等の状況を踏まえ、区域は現状を維持。

北アルプスの各特別保護地区においては、ライチョウ生息数が安定して維持されていることから、「第一期ライチョウ保護増殖事業計画」に基づき、関係機関と連携してその保護に努める。

希少鳥獣を驚かすような人の不用意な行動等による生息への影響を防止するため、鳥獣保護区管理員等による巡視や、関係行政機関等と協力し利用者や地域住民への普及啓発を行う。

# 公聴会の実施結果

会場	富山会場	長野会場	岐阜会場
日付	平成26年9月18日(木)	平成26年9月16日(火)	平成26年9月19日(金)
場所	富山県富山市	長野県松本市	岐阜県高山市
公述人	9名 本人出席：0名、代理出席：5名、 欠席4名	17名 本人出席：0名、代理出席：6名、 欠席11名	9名 本人出席：1名、代理出席：3名、 欠席5名
意見	賛成9名	賛成17名	賛成9名

## < 主な意見 >

- ・県境を越えた保全のための取組の支援と、国及び県の連携体制の構築を検討して欲しい。
- ・ニホンジカやイノシシによる高山植物等の生態系被害を防止するため、関係機関と連携して対策をとって欲しい。
- ・ツキノワグマの人身被害が発生した場合、環境省においても迅速な対応をお願いしたい。
- ・特別保護地区の区域以外にもライチョウや高山蝶が生息しているので、今後拡張を検討して欲しい。

国指定中海鳥獣保護区

# 中海特別保護地区の 再指定について

〔中海鳥獣保護区(8,682ha):変更〕

中海特別保護地区(7,947ha):再指定



# 中海特別保護地区の概要



枕木山より撮影

# 中海特別保護地区の概要

## ● 位置

鳥取県米子市、境港市  
島根県松江市、安来市

## ● 存続期間

平成26年11月1日から  
平成36年10月31日まで（10年間）

## ● 面積

特別保護地区 7,947ha(再指定)



# 中海特別保護地区の概要

## ● 指定区分

### 集団渡来地

ガンカモ類：毎年約60,000羽

コハクチョウ：毎年1,000羽以上



## ● その他の鳥獣

鳥類：60科302種(クロツラヘラサギ、オジロワシ、ツクシガモ、キンクロハジロ、ホシハジロ、スズガモ等)

獣類：3科3種(タヌキ等)



## ● 他法令による規制区域

- ・なし

# 中海特別保護地区の概要

## ● 自然環境の概要

- ・ 斐伊川水系で境水道を通じて日本海につながる汽水湖(塩分濃度は海水の半分程度)。
- ・ 大部分が3～4メートルと浅く、最深部で8m。
- ・ アオサ、アオリ等の海藻類、スズキ、ボラ類等の魚類等が生息

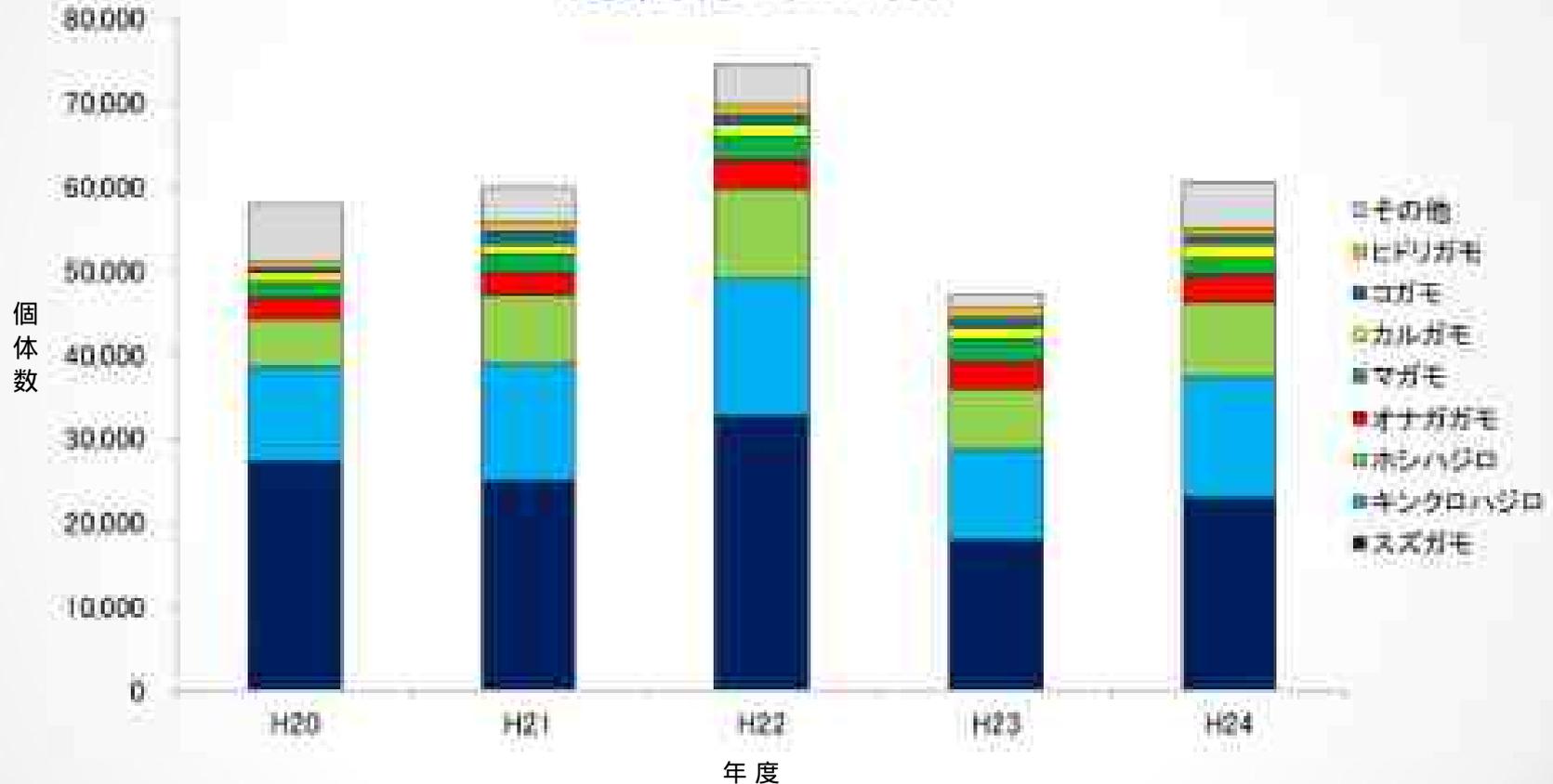
## ● 法第32条の規定に基づく補償

- ・ これまで本特別保護地区において実績はないが、同条の規定にある損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償することとなる。



# 中海特別保護地区の概要

中海におけるガンカモ類の最高個体数は、約60,000羽で推移  
(最高約75,000羽)



各月の観測結果のうち、最も個体数が多い月のデータを採用

出典：平成25年度国指定中海鳥獣保護区更新に係る鳥類調査業務報告書

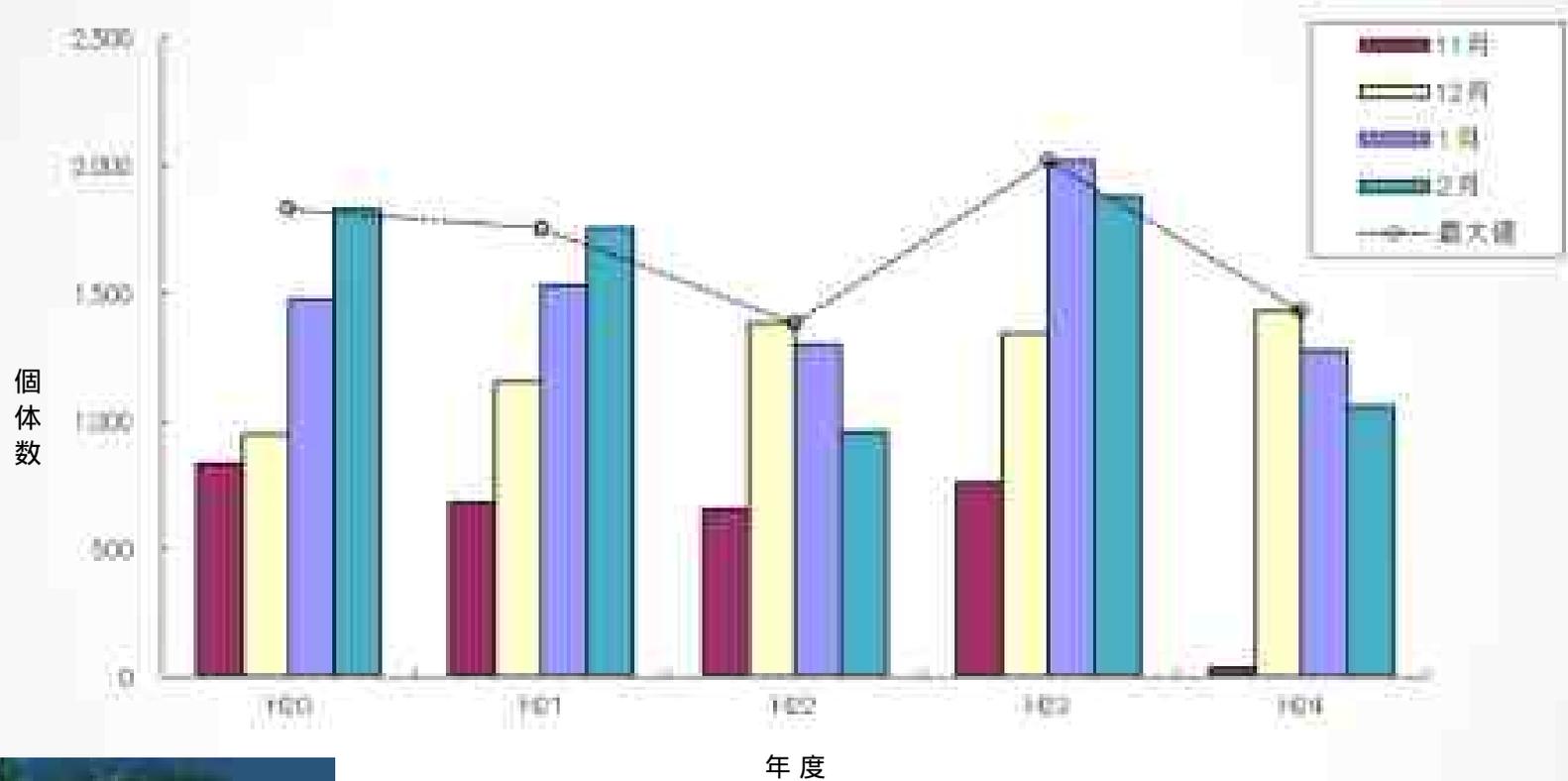
〔原典：鳥根県ガン・カモ・ハクチョウ類個体数調査資料、鳥取県ガンカモ科鳥類生息調査資料〕

日本野鳥の会鳥根県支部カモ科鳥類カウント調査資料、同鳥取県支部資料



# 中海特別保護地区の概要

コハクチョウも毎年1,000羽以上飛来している

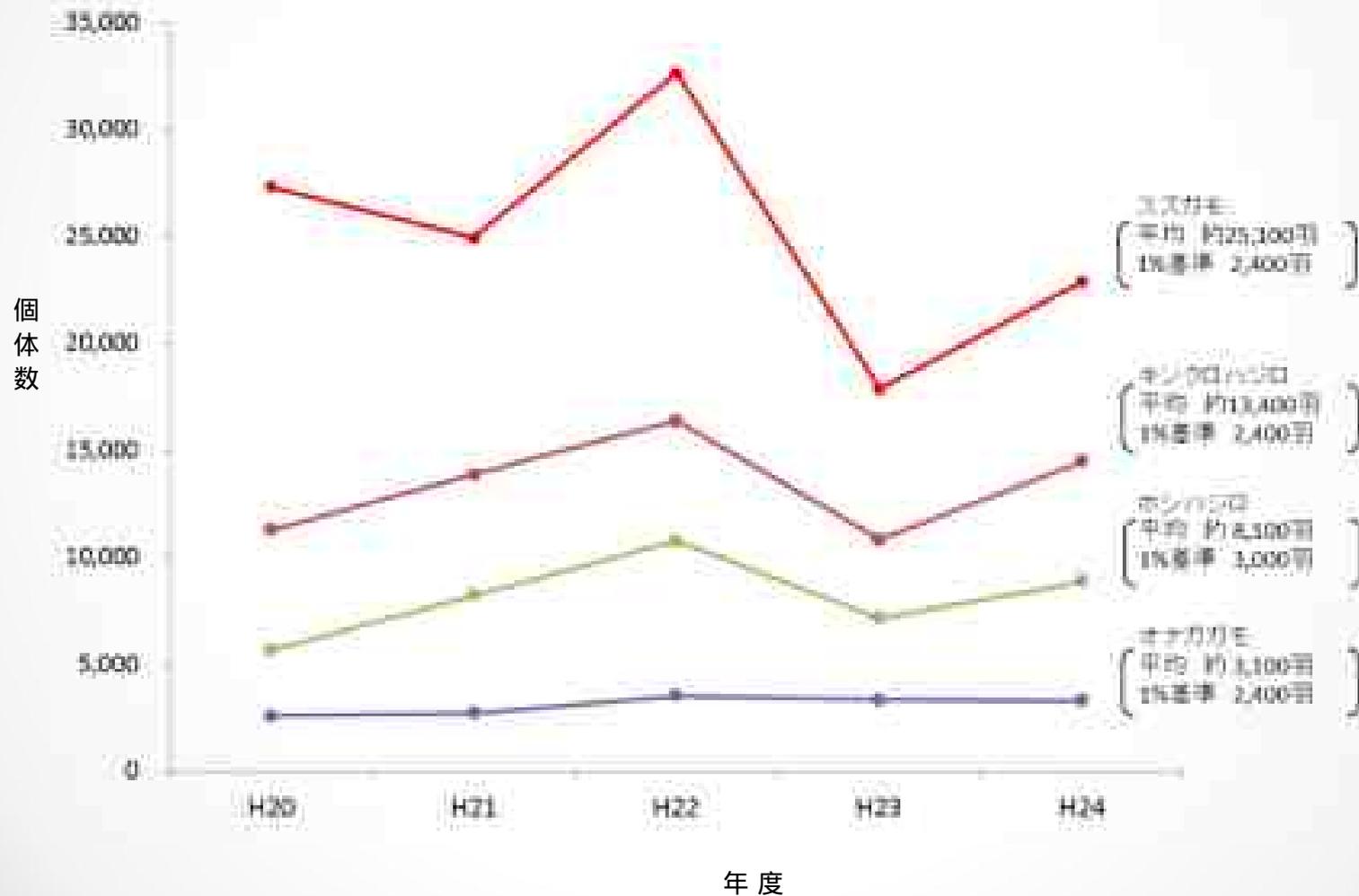


能義平野

中海のコハクチョウは能義平野(島根県安来市)を採食地としていることから、能義平野における個体数を中海の個体数として取り扱うことができる。 ●

# 中海特別保護地区の概要

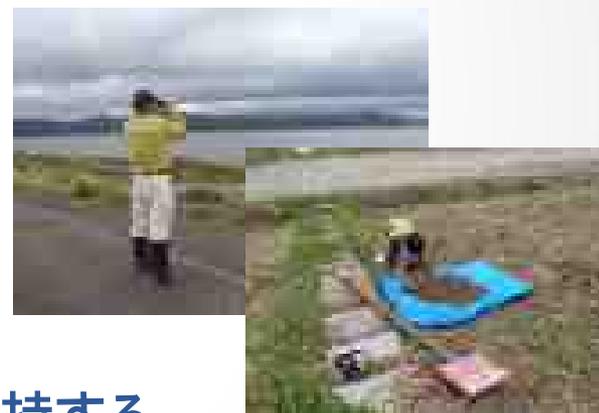
オナガガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモは、個体群の1%以上が飛来



# 中海特別保護地区の概要

## ● 前回指定時(平成16年～)からの管理等状況

- ・ 国指定鳥獣保護区管理員(4名)による巡視及び鳥類調査、制札の管理等(年間108人日程度)を実施。
- ・ 前回指定期間内に中海湖岸の養鶏場から高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。その後、中海における野鳥死亡個体調査等を関係機関(国土交通省、関係県及び市、日本野鳥の会など)の協力を得て進めている。



これまでの管理等の状況を踏まえ、区域は現状を維持する。

集団渡来地の保護区として、希少種を含む多様な鳥類相の保護を図るため、鳥類の生息状況の把握や生息環境の整備等を引き続き行う。

鳥獣保護区管理員等による巡視や、関係行政機関等と協力し利用者や地域住民への普及啓発を行う。

# 公聴会の実施結果

## 公聴会

- 開催日：平成26年8月4日(月)
- 場 所：鳥取県米子市
- 公述人：18名  
(本人出席2名、代理出席8名、欠席8名)
- 意 見：賛成18名

### < 主な意見 >

- ・中海がラムサール条約湿地となっていることを踏まえ、より一層、地域の人々の生業や生活と野生動植物の保護のバランスのとれた生態系の維持や保全に努めて欲しい。